令和5年度 産学公連携共同研究開発事業 補助金交付要綱

第1条(趣旨)

この要綱は、一般社団法人京都知恵産業創造の森(以下、「当法人」という。)が実施する産学公の知恵の融合により新たな価値の創造につなげる産学公連携共同研究開発事業(以下、「本事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条(目的)

本事業は、新しい社会的価値の創出に繋がる大学等の研究成果・技術の実用化・事業化を産学 連携により推進することを目的とする。

第3条(補助対象者)

当法人主催の京都産学公連携プラットフォーム会議に参画する大学、短期大学および高等専門学校(以下、「大学等」という。)を対象とする。

第4条(補助対象要件)

本事業は、次の要件をいずれも満たすものを対象とする。

- (1)新しい社会的価値の創出に繋がる大学等の研究成果・技術の実用化・事業化を目的とした取組を行うこと
- (2)大学等と企業等との産学連携により実施すること
- (3)本事業へ申請する取組について、他の競争的資金制度等による支援を令和5年度に受けていないこと

第5条(申請)

本事業による支援を希望する大学等は所定の申請書(別紙1)に必要事項を記載の上、令和5年6月1日~令和5年7月31日の期間に当法人へ提出するものとする。

第6条(対象期間)

補助金の交付の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、採択の通知日から令和6年2月29日までとする。ただし、交付決定日以前に事業に着手されている場合は、採択の通知より前(令和5年4月1日以降に限る。)に事前着手することができる。なお、その場合、対象期間には事前着手日から採択の通知日までの期間が加算される。

第7条(補助内容)

大学等が本事業に要する経費(別表)のうち、当法人が必要と認める経費を補助金として事業終了後に所定の手続き後に支払うものとする。なお、対象経費は、原則として、前条の対象期間内に発注・契約を行い、納品、支払(決済)の全てを完了し、帳簿、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。

第8条(採択の決定)

申請された事業について、事業の実現可能性、地域経済社会への貢献度、経済波及効果、先進性、 着想力・解決力・革新性等を加味し予算の範囲内で当法人内にて総合的に補助金の交付対象事業 を決定する。

第9条(採択の通知)

採択の決定後、当法人は速やかに申請者へ通知(別紙2又は別紙3)を行うものとする。

第10条(事業進捗管理)

第8条により補助金交付の通知を受けた事業については、当法人指定の支援人材による事業遂行の 進捗管理を受けるものとする。

第11条(事業完了報告)

大学等は、令和6年3月8日までに当事業の実績報告書(別紙4)を当法人へ提出するものとする。なお、事業の完了報告にあたっては、所定の資料を添付するものとする。

第12条(補助金の支払い)

当法人は、実績報告書を審査の上、補助金額の確定通知書(別紙5)を送付する。補助金額の確定通知後、請求書に基づき、大学等の指定する口座へ振り込むものとする。

第13条(変更および中止の連絡)

申請内容に変更や中止があった場合は、大学等はその理由を添えて速やかに当法人へ報告を行うものとする。

第14条(事業の取り消しおよび返還)

当法人は、申請された内容が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、事業の採択を取り消し、 補助金交付を取り消すものとする。

- (1)提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要綱に基づく条件もしくは当法人の指示に違反した場合
- (3)その他不正があった場合

第15条(その他)

この要綱において別に定めることとされている事項およびこの要綱に関し必要な事項は、当法人が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表(第7条関係)

当事業の補助金は最大 1,000,000 円(消費税込み)とし、その支払いは最終報告書に基づき当法人が必要と認めた実費等を支払うものとする。なお、対象の経費は以下のものとする。

旅費交通費	情報収集・各種調査及び会議・打ち合わせ等に参加するための交通費
通信運搬費	郵送料等
謝金	指導・助言・協力等を依頼した外部専門家等に対する謝金 (研究グループに参加する教員・研究者等に対する謝金は対象外)
人件費	資料整理、集計作業等の補助作業者への人件費(経常的な人件費は対象外)
会議費	会議室料等(弁当等の飲食は対象外)
印刷費	パンフレット・チラシ、事業報告書等の印刷に係る経費
資料費	図書・資料購入等に係る経費 (辞書、便覧、定期刊行物等のように汎用性があり目的外使用になりうるものは 対象外)
備品購入費	研究活動に必要と認められる備品の購入に係る経費 (パソコン、プリンタ等のように汎用性があり目的外使用になりうるものは対象 外。また、5万円以上のものを購入する際は事前に事務局の承認が必要。また、 固定資産に計上するものは対象外)
消耗品費	文房具、実験用試料、原材料購入等に係る経費
外部委託費	研究グループに参加するメンバー以外の機関への委託に係る経費 (調査、実験、試作、デザイン制作等) 事前に事務局へ確認が必要
その他	通訳・翻訳料、リース・レンタル料(事業実施期間中に限る)、展示会等出展費、一般管理費(※)等 ※一般管理費は総事業費の 10%又は 90,900 円のいずれか低い方の金額を上限とする。

別紙1(第5条関係) 申請書

令和5年 月 日

一般社団法人 京都知恵産業創造の森 産学公連携推進部行

○○大学○○学部職位 ○○○○○ 印

令和5年度 産学連携共同研究開発事業 補助金交付申請書

標記事業について、補助金の交付を申請します。

記

- ・事業名(プロジェクト名):
- ・代表者:○○大学 ○○学部 教授 ○○ ○○
- ・大学の事務担当者および連絡先:○○大学○○</
- •事業内容:
- ·実施期間:令和5年 月 日~令和 年 月 日
- •補助金申請額:○○円
- ・添付資料:事業(プロジェクト)の詳細がわかる資料事業(プロジェクト)の収支予算書

以上

7月31日(月)京都知恵産業創造の森 必着

別紙2(第9条関係) 補助金交付決定通知書

令和5年 月 日

〇〇大学

■■ ○○様

一般社団法人 京都知恵産業創造の森 理 事 長 塚 本 能 交 印

令和5年度 産学公連携共同研究開発事業 補助金交付決定通知

貴大学からの補助金申請については、下記のとおり採択となりましたので通知します。

記

- ・事業名 (プロジェクト名):
- 代表者:
- ・実施期間:令和5年 月 日~令和 年 月 日
- ・補助金交付決定額: 円(消費税含む)

※本補助金は、実績報告書に基づき、交付決定金額の範囲内にてお支払いいたします。

以上

別紙3(第9条関係) 不採択通知書

令和5年 月 日

〇〇大学

■■ ○○様

一般社団法人 京都知恵産業創造の森 理 事 長 塚 本 能 交 印

令和 年 月 日

令和5年度 産学公連携共同研究開発事業 不採択通知

貴大学からの産学公連携共同研究開発事業の補助金申請については、審査の結果、不採択となりましたのでお知らせいたします。

記

- •事業名:
- ·代表者:○○大学 ○○学部 教授 ○○ ○○

別紙4(第 11 条関係) 実績報告書

令和5年 月 日

一般社団法人 京都知恵産業創造の森 産学公連携推進部行

> ○○大学 学長印

令和5年度 産学連携共同研究開発事業 補助金実績報告書

標記事業について、下記の通り報告いたします。

記

- ・事業名(プロジェクト名):
- ·代表者:○○大学 ○○学部 教授 ○○ ○○
- ・大学の事務担当者および連絡先:○○大学 ○○ ○○ TEL ○○○○○
- •実施期間:令和5年 月 日~令和 年 月 日
- ・研究開発の意義:
- ・主な事業実績
- •今後の活動
- ·補助金交付決定額: 〇〇円
- ・添付資料:1. 事業(プロジェクト)実績の詳細
 - 2. 事業(プロジェクト)収支決算書
 - 3. 補助対象経費の証左
 - 4. 補助金請求書及び補助金の振込先口座がわかる書類(通帳の写し等)

以上

3 月 8 日 (金) 京都知恵産業創造の森 必着

別紙 5(第 12 条関係) 補助金額の確定通知書

令和5年 月 日

〇〇大学

■■ ○○様

一般社団法人 京都知恵産業創造の森 理 事 長 塚 本 能 交 印

令和5年度 産学公連携共同研究開発事業 補助金額確定通知

貴大学からの補助金申請については、下記のとおり額が確定しましたので通知します。

記

- ・事業名 (プロジェクト名):
- 代表者:
- ・実施期間:令和5年 月 日~令和 年 月 日
- ・補助金確定額: 円 (消費税含む)

※本補助金は、請求書に基づき、ご指定の口座に振り込み致します。

以上